

徳島県告示第七百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス土成店

阿波市土成町土成字南原二五六番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和三年徳島県告示第四百八十八号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により阿波市から聴取した意見の概要

1 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
廃棄物の減量に努めるとともに、資源物等は独自のルートを活用し、リサイクルするよう配慮願いたい。

2 防災・防犯対策への協力
防犯灯、消火栓、防火水槽等の対策に配慮願いたい。
災害発生時には、消火栓、防火水槽等を使用させていただきたい。

3 廃棄物に係る事項等
廃棄物の保管については、衛生面に十分留意されたい。
廃棄物の運搬や処理について、一般廃棄物は、阿波市が許可している業者に収集運搬を依頼願いたい。

一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底し、それぞれ適正に処理するとともに、廃棄物の減量対策を講じていただきたい。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課
- 2 縦覧の期間 令和三年十二月十日から令和四年一月十日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで